

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 青柳 肇

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27. 10. 1）第2.2項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	潜水艦用発電装置	エ	R3. 5. 13	スノーケル発電システム（その１）及び（その２）の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第３班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
2	光学センサＡ型改１	エ	R4. 8. 10	企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
3	光学センサＡ型改１用センサマスト部	エ	R4. 8. 10	企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
4	光学センサＡ型改１用フェアリング部	エ	R4. 8. 10	企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
5	潜水艦用えい航型アレイ揚収装置ＺＳＷ－２	キ	R4. 9. 5	契約履行に必要な潜水艦用えい航型アレイ揚収装置ＺＳＷ－２の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
6	慣性航法装置 Z S N - 1 E	キ	R4. 11. 4	契約履行に必要な慣性航法装置 Z S N - 1 E の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第 3 班 ・問合せ先 03 (3268) 3111 内線： 35732～35734 ・
7	電磁ログ 4 型改 3	キ	R4. 11. 4	契約履行に必要な電磁ログ 4 型改 3 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
8	ジャイロコンパス O S N - 3	キ	R4. 11. 4	契約履行に必要なジャイロコンパス O S N - 3 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
9	浮舟本体 P K - 2 A	キ	R4. 11. 10	契約履行に必要な浮舟本体 P K - 2 A の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
10	浮舟本体 M K - 4 A	キ	R4. 11. 10	契約履行に必要な浮舟本体 M K - 4 A の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
11	浮舟本体 M K - 4 R	キ	R4. 11. 10	契約履行に必要な浮舟本体 M K - 4 R の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
12	航法支援装置NOSN-303	キ	R4. 11. 18	契約履行に必要な航法支援装置NOSN-303の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
13	深海救難艇用蓄電池	キ	R4. 11. 22	契約履行に必要な深海救難艇用蓄電池の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
14	PTC応急電池（維持用）	キ	R4. 11. 22	契約履行に必要なPTC応急電池（維持用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
15	ZJA-3C空中線昇降装置	キ	R4. 11. 22	契約履行に必要なZJA-3C空中線昇降装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
16	自動巻出巻取装置ZRA-14B	キ	R4. 11. 22	契約履行に必要な自動巻出巻取装置ZRA-14Bの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
17	掃海艦艇において使用する内燃機関に係る契約	キ	R4. 12. 5	契約履行に必要な内燃機関の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
18	非磁性高圧気蓄器（縦）改3	キ	R4. 12. 5	契約履行に必要なとなる非磁性高圧気蓄器（縦型）改3の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線：35732～35734
19	掃海艦艇において使用する掃海用クレーンに係る契約	キ	R4. 12. 9	契約履行に必要なとなる掃海用クレーンの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	掃海艦艇において使用する磁気掃海電源装置に係る契約	キ	R4. 12. 9	契約履行に必要なとなる磁気掃海電源装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
21	海上自衛隊の艦艇において使用する補助ボイラに係る契約	キ	R4. 12. 22	契約履行に必要なとなる補助ボイラの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
22	掃海艦艇において使用する主空気圧縮機に係る契約	キ	R4. 12. 22	契約履行に必要なとなる主空気圧縮機の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
23	無給油式高圧空気圧縮機OLP-3001	キ	R4. 12. 22	契約履行に必要なとなる無給油式高圧空気圧縮機OLP-3001の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
24	感応掃海具 1 型改 1	キ	R4. 12. 22	契約履行に必要な感応掃海具 1 型改 1 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第 3 班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
25	小型係維掃海具 1 型改 2	キ	R4. 12. 22	契約履行に必要な小型係維掃海具 1 型改 2 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
26	偵察ボート（5 人乗）	キ	R5. 1. 25	契約履行に必要な偵察ボート（5 人乗）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
27	対勢作図装置 OYN-12（）	キ	R5. 2. 9	契約履行に必要な対勢作図装置 OYN - 1 2（）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
28	航海信号連接盤 3 型	キ	R5. 3. 9	契約履行に必要な航海信号連接盤 3 型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
29	自律型水中航走式機雷探知機 O Z Z - 5 補用品	力	R5. 3. 30	自律型水中航走式機雷探知機（その 1）及び（その 2）の試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品の製造に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
30	温湿度測定装置改2	キ	R5. 4. 4	契約履行に必要な温湿度測定装置改2の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
31	イージス・システム搭載艦1番艦の製造（その2）（長納期品調達）	オ	R5. 4. 24	イージス・システム搭載艦1番艦の設計及び製造に関し、全過程を通してのシステム・インテグレーションを実施できることが証明できること。	
32	統合化航海支援装置NOSN-501	キ	R5. 6. 13	契約履行に必要な統合化航海支援装置NOSN-501の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
33	航海信号連接盤2型	キ	R5. 7. 5	契約履行に必要な航海信号連接盤2型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
34	水温記録装置ZQH-2C	キ	R5. 7. 5	契約履行に必要な水温記録装置ZQH-2Cの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
35	水温記録装置OQH-1B-3	キ	R5. 7. 5	契約履行に必要な水温記録装置OQH-1B-3の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
36	電磁ログ 9 型 C	キ	R5. 8. 10	契約履行に必要な電磁ログ 9 型 C の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第 3 班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734 ・
37	磁気コンパス 2 型改 2	キ	R5. 8. 10	契約履行に必要な磁気コンパス 2 型改 2 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
38	掃海艇用主発電機用原動機	キ	R5. 8. 10	契約履行に必要な掃海艇用主発電機用原動機の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
39	浮舟本体（JMK－4 B）	キ	R5. 8. 14	契約履行に必要な浮舟本体（JMK－4 B）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
40	浮舟本体 J C－2 B 改	キ	R5. 9. 12	契約履行に必要な浮舟本体 J C－2 B 改の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
41	ゴム浮舟（空気加圧式）	キ	R5. 9. 12	契約履行に必要なとなるゴム浮舟（空気加圧式）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
42	航海信号連接盤1型	キ	R5. 9. 12	契約履行に必要なとなる航海信号連接盤1型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
43	機雷掃討用訓練標的	キ	R5. 9. 12	契約履行に必要なとなる機雷掃討用訓練標的の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
44	S e a R A M接断盤1型（ ）	キ	R5. 9. 12	契約履行に必要なとなるS e a R A M接断盤1型（ ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
45	ラバーウィンドウN-CW-54/ OQS-5	キ	R5. 10. 2	契約履行に必要なラバーウィンドウN-CW-54/OQS-5の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
46	ラバーウィンドウN-CW-56/ ZQQ-6	キ	R5. 10. 2	契約履行に必要なラバーウィンドウN-CW-56/ZQQ-6の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
47	ラバーウィンドウN-CW-52/ OQS-102	キ	R5. 10. 2	契約履行に必要なラバーウィンドウN-CW-52/OQS-102の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
48	潜水艦用えい航型アレイ揚収装置ZSW-1B改1	キ	R5. 10. 2	契約履行に必要な潜水艦用えい航型アレイ揚収装置ZSW-1B改1の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
49	掃海用張力計3型改1	キ	R5. 10. 23	契約履行に必要な掃海用張力計3型改1の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
50	ラバーウィンドウN-CW-63/O QQ-22	キ	R5. 11. 8	契約履行に必要なラバーウィンドウN-CW-63/OQQ-22の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35734
51	指示装置OKQ-4C	キ	R5. 11. 15	契約履行に必要な指示装置OKQ-4Cの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
52	イージス・システム搭載艦1番艦の製造(その3)	オ	R6. 3. 12	イージス・システム搭載艦1番艦の設計及び製造に関し、全過程を通してのシステム・インテグレーションを実施できることが証明できること。	
53	イージス・システム搭載艦2番艦の製造(その2)	オ	R6. 3. 12	イージス・システム搭載艦2番艦の設計及び製造に関し、全過程を通してのシステム・インテグレーションを実施できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
54	LM2500型ガスタービン主機機側 操縦装置	キ	R6. 4. 19	契約履行に必要なLM2500型ガスタービン主機機側操縦装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35735
55	中深度型自走式機雷処分用弾薬（訓練型）	キ	R6. 4. 19	契約履行に必要な中深度型自走式機雷処分用弾薬（訓練型）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
56	LCACナビゲーションシステム	キ	R6. 6. 6	契約履行に必要なLCACナビゲーションシステムの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
57	C I W S 接断盤 1 型	キ	R6. 6. 6	契約履行に必要なC I W S 接断盤 1 型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
58	潜水艦用高圧気蓄器	キ	R6. 6. 17	契約履行に必要な潜水艦用高圧気蓄器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
59	高圧気蓄器 1 型	キ	R6. 6. 17	契約履行に必要な高圧気蓄器 1 型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第 3 班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35735
60	高圧気蓄器 3 型	キ	R6. 6. 17	契約履行に必要な高圧気蓄器 3 型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
61	海上自衛隊の艦艇において使用する汚物処理装置に係る契約	キ	R6. 7. 1	契約履行に必要な汚物処理装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
62	無人機雷排除システム用水上無人機	キ	R6. 9. 3	契約履行に必要な無人機雷排除システム用水上無人機の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
63	ジャイロコンパス（AN／WSN－7）用付属機器	キ	R6. 9. 12	契約履行に必要なジャイロコンパス（AN／WSN－7）用付属機器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
64	統合化航海支援装置NOSN-601	キ	R6. 9. 30	契約履行に必要な統合化航海支援装置NOSN-601の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第3班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35732～35735
65	自走式機雷処分用弾薬（中深度型、深深度型）	キ	R6. 11. 5	契約履行に必要な自走式機雷処分用弾薬（中深度型、深深度型）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
66	海上自衛隊の艦船において使用する自走式機雷処分用弾薬の管制装置に係る契約	キ	R6. 11. 5	契約履行に必要な自走式機雷処分用弾薬管制装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
67	艦橋情報表示装置用構成品	キ	R7. 7. 4	契約履行に必要な艦橋情報表示装置用構成品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
68	ゴムボート本体（US-2用）	キ	R7. 8. 27	契約履行に必要なゴムボート本体（US-2用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

69	機雷搜索用水中無人機（中型）〇ＺＺ－６	キ	R7.9.9	契約履行に必要となる機雷搜索用水中無人機（中型）〇ＺＺ－６の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 艦船調達官付調達第３班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線：35732～35735
70	光学センサＢ型改１	キ	R8.6.5	契約履行に必要となる光学センサＢ型改１の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
71	ラバーウィンドウＮ－ＣＷ－６１／〇ＱＱ－２１	キ	R8.6.5	契約履行に必要となるラバーウィンドウＮ－ＣＷ－６１／〇ＱＱ－２１の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	